

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|---|-----|----------|
| 予算特別委員会会議録 (3) (令和4年2定) | | | |
| 日 時 | 令和4年 6月17日 (金) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 4時11分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 高橋 (龍) 委員長、須貝副委員長、松田・丸山・高橋 (克幸)・ 中村 (吉宏)・中村 (誠吾)・高野・山田各委員 | | |
| 説 明 員 | 総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・ こども未来・建設・教育各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (水道局長、保健所長、消防長、病院局小樽市立病院事務部長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長欠席) | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div> | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、丸山委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、面野委員が中村誠吾委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、松岩委員が中村吉宏委員に、小貫委員が丸山委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、公明党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○中村（誠吾）委員

◎大規模盛土造成地について

先に大規模盛土造成地についてお聞かせ願いたいと思っています。

静岡県熱海市の事故以来、まだまだ収束していない。国もいろいろな状況があつて、いろいろな報道がされています。しかし小樽市は、おかげさまで被害がないということなのですけれども、これらのことに関連して、私、昨年の第3回定例会の予算特別委員会で大規模盛土造成地の質問をしてきました。

それで、確認のため改めてお聞きしたいのです。なかなか技術的な話なものですから、非常に誤解、私自身が理解できていないところもあつたり、順番も分からなかったり、計画ということがなかなか理解できないものですから、改めてお聞かせいただきたいのです。

それで、非常に大きな質問の仕方なのですけれども、今言ったとおり、この事業というのは、国でいうと、どの事業になるのでしょうか。

○（建設）佐々木主幹

国の事業といたしましては、宅地耐震化推進事業となります。

○中村（誠吾）委員

それでは、宅地耐震化推進事業とはどのようなものなのですか。お聞かせください。

○（建設）佐々木主幹

宅地耐震化推進事業といいますと、大地震等におけます、大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地の被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する事業で、社会資本整備総合交付金の対象事業となっております。

○中村（誠吾）委員

社会資本整備総合交付金のことなのですね、対象事業。

それでは、大きな事故が発生したらですけれども、宅地耐震化推進事業の流れというものをお聞かせいただけませんか。

○（建設）佐々木主幹

宅地耐震化推進事業の流れにつきましては、最初に第一次スクリーニングにおきまして、盛土造成地に関する資料等に基づき、大規模盛土造成地の抽出を行います。

次に、第一次スクリーニングにより抽出しました、大規模盛土造成地のマップの作成、公表になります。小樽市は、令和2年3月にホームページにて公表しております。

次に、第二次スクリーニングを計画的に進めるため、第二次スクリーニング計画を作成します。これは盛土造成地の資料、現地踏査、優先度の評価等を行うもので、小樽市では今年度、業務を行っております。

次に、第二次スクリーニング計画の優先度に従い、第二次スクリーニングを行います。これは地盤調査等を行いまして、盛土の安全性の把握を行うものです。この第二次スクリーニングで危険と判断された宅地がある場合は、対策工事へ進む流れとなっております。

○中村（誠吾）委員

先ほども言いましたとおり、この間、聞いてきたのですけれども、なかなか建設土木の話というのは難しく、もう一度お聞かせください。

今、答えてくれたのでしょうか、第一次スクリーニングとはどのようなものでしたか。もう少し詳しく聞かせてくれませんか。

○（建設）佐々木主幹

第一次スクリーニングになりますけれども、盛土造成地に関する資料、宅地造成前後の地形データや航空写真などに基きまして、谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000平方メートル以上のもの。造成前の地盤の角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5メートル以上のものを大規模盛土造成地といまして、抽出を行うものです。

第一次スクリーニング後にマップの作成、公表となります。

○中村（誠吾）委員

それで、次に進んできている、入っているという、第二次スクリーニング計画についてもお聞かせください。

○（建設）佐々木主幹

第二次スクリーニング計画になりますけれども、第一次スクリーニングで抽出されました、大規模盛土造成地に対しまして、造成年代や保全対象の調査、現地踏査を実施し、それらの結果に基づいて、第二次スクリーニングの優先度の評価を行うものです。

○中村（誠吾）委員

今、第二次スクリーニング計画の作成を進めているとのことなのですが、どうしても聞かなければならないのだけれども、いつまで、ということも含めて、今後のスケジュールについてお聞かせいただけますか。

○（建設）佐々木主幹

今後のスケジュールになりますけれども、今年度に第二次スクリーニング計画を作成いたしまして、その結果によりまして第二次スクリーニングに進むこととなりますが、まだ第二次スクリーニング計画が作成されておられませんので、はっきりと少しお示しすることは難しいのですけれども、第二次スクリーニング計画の優先度評価におきまして、優先度が高いもの、優先度が中くらいのもの、優先度が低いものに判定されますので、優先度が高いと判定されたものから、第二次スクリーニングを進めていくこととなります。

○中村（誠吾）委員

きっと計画に沿って進めていくことになると思うのですけれども。今もおっしゃったのだけれども、この計画で優先度が判定されるとのことなのですね。何でもそうでしょうね。何かランクづけしなければならないから。

そうすると優先度が高いと判定された盛土については、危険性が最も高いと言われたらそこが一番危険なのだという事で理解していいのですか。

○（建設）佐々木主幹

第二次スクリーニング計画の優先度の判定になりますけれども、現地踏査や基礎資料などによりまして、第二次スクリーニングの優先度を評価したもので、優先度が高いから危険性があるというものではありません。安全性の評価につきましては、必要に応じまして第二次スクリーニングにおいて、地盤調査等を行い、評価することになります。

○中村（誠吾）委員

理解力がなくて申し訳ない。もう一度お聞かせください。

先ほど優先度の高い、中くらい、低いという話をされたと思うのですが、それは一般的に言って、それらの順番で、対応していくということではないのですか。

○（建設）佐々木主幹

第二次スクリーニング計画の優先度につきましては、現地踏査で、のり面や擁壁の形状、構造、湧水の確認を行い、また、資料等によりまして、盛土の造成年代により評価される、第二次スクリーニングの優先度となります。

この優先度に応じて作成されます第二次スクリーニング計画に従い進めていきます、第二次スクリーニングにおきまして、地盤調査等を行いまして、安全性の評価を行います。ここで危険と判断された場合には、対策を進めていくことになります。

○中村（誠吾）委員

私、これらにより、少し言葉は悪いけれども、すぐに白黒がつくのだと思っていた、そうではないのですね。これから地質調査を何メートル掘るか分からないけれども、やって、そこで改めて対応していかなければならないということが分かりました。

そうすると、なかなか本件の問題は難しい課題だなということも分かりましたので、これからも議会の中でお聞きしていきますが、やはり小樽市として、スクリーニングしてきたところも含めて、これから市民に対して説明責任がしっかりと出てくるということだけはもちろん分かっているんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎漁業法に関連について

次に、漁業法に関連しての質問なのです。

小樽の漁業に関連して、漁業法について、私の調べが間違ひなければ、少し時間はたっているのだけれども、平成30年12月に漁業法等の一部を改正する等の法律が公布されて、令和2年12月に施行されたのです。いわゆる新漁業法については、目的や趣旨を少し言わなければならないのだけれども、漁業者が国民に対して水産物を供給する使命を有している。かつ、漁業者の秩序ある生産活動が使命の実現に不可欠であることに鑑み、そして後段、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とすると明記されています。小樽市に直結する話です。

そして、その一つに新たな資源管理システムとして、漁獲量に占める、TAC、タックと読んでいいのでしょうか。TAC対象魚種の漁獲量の割合が増えるようにしていくこととすると聞いていたのです。

そこで質問です。TAC対象魚種が増えることによりまして、主に沖合漁業に影響が出るものと思ひますが、小樽の底引き網漁業の漁獲高や金額などに具体的な影響はあったのでしょうか。数値等で比較して示すことはできますか。

○（産業港湾）農林水産課長

TAC対象魚種については、現時点で国から追加候補の資源評価対象魚種については示されておりますが、TAC対象魚種及び科学的知見に基づいた漁獲可能性が示されていないことから、漁獲高などの具体的な数値では比較できないものとなっております。

○中村（誠吾）委員

そうなのですね。示されていないのですね。

そうすると次の質問で、小樽市の水産政策として、沖合底引き網漁から何らかの支援はしてはいましたか。

○（産業港湾）農林水産課長

沖合底引き網漁業における支援対策といたしましては、一定の漁獲量を取引する場として、荷揚げから流通まで

を一体とした整備のために、漁獲物の公正な取引の環境の確保と流通の円滑化となる公設水産地方卸売市場の開設が重要であるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

いろいろな支援の形があるのですね。

次、小樽の水産漁獲高にとって、沖合底引き網漁は大きな割合を占めているものと私も思っていますが、これが減少することによりまして、沿岸も含めた小樽市全体の漁業に影響は生じていますか。

○（産業港湾）農林水産課長

漁業における影響につきましては、漁獲制限の強化だけでなく、海洋環境の変化などの影響により、漁獲量の減少傾向にあります。水産業全体といたしましては、安定した水産物の供給ができなくなることで、主に水産加工業として、加工原料の調達に影響があるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

それでは、漁業許可制度についてなのですがすけれども、漁船や漁業者の数が増えてはいないのですよね。減少していると思うのですがすけれども、漁業法改正で漁業の生産性を高めるため、できるだけ柔軟な制度にしていくとしているのです。これまでは、農林水産大臣の許可は、5年に1度、全ての許可を一斉に出すという方式だったのです。一斉更新と言われているものです。そのため、新規参入するためには、次の許可タイミングを待つ必要があったのです。しかし、これからは一斉更新をやめると言っているのですから、既に、許可のある方の更新はこれまでと同様に扱うとしても、他の漁業者の廃業などで新規許可の余裕が生じたときには、必要に応じて許可できるように見直されたと理解しているのですがすけれども。そこでお聞きしたいのです。

小樽市内において、他の漁業者の廃業などで、新規許可の余裕が生じることにより、許可を申請した例などは認められますか。

○（産業港湾）農林水産課長

廃業などの理由により、新たに許可申請したケースについては聞いておりませんが、共同操業についての申請を行ったケースについては聞いております。

○中村（誠吾）委員

共同操業のほうは後で少し聞こうと思います。

仮に、新規許可が出された場合、一番心配なのは、もちろん既存の漁業者と何らかのあつれきが生じる可能性があるとして私は心配しているのです。そのような場合の調整というのは可能なのですか。可能な場合、どこの機関が行うことになるのでしょうか。小樽市としても関わる余地があるということなのですか。

○（産業港湾）農林水産課長

内容にもよりますが、基本的には許可機関等が調整を行うものと認識しております。本市においては、直接関わるようなことはないと考えております。

○中村（誠吾）委員

根本的に、漁業権の制度が見直されたわけですから、大きなところでは、新たに漁業権を設けるなど、既存の漁業権者がいない場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許を出すことだと思っておりますけれども、何かのラインがなければならないから。

小樽沿岸は、さっき言った各種共同漁業権、それと今「おタテ」になっているけれども、ホタテの区画漁業権が設定されているということは認識しているのですが、そこでお聞きしたいのです。小樽沿岸で、利用されなくなったり、利用度が低下したりした場合、漁場は存在するのですか。

○（産業港湾）農林水産課長

利用度が低下した漁場の存在につきましては、目的によって設定されている定置や区画漁業権以外の共同漁業権

の範囲においては、直接漁場として漁する場所以外にも、産卵床や貝漁業のための岩礁など、直接漁は行わないが、水産資源の保護という役割もあることから、利用度が低下した漁場はないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

少しほっとしました。小樽市内においては、若手漁業者の割合が比較的高いということに関係者から聞いたことがあります。すぐに漁業者がいなくなることは想定できないと思うのですけれども、何せ本市は銭函から蘭島までの長い海岸線を持っています。地区ごとに、漁業者が点在していますが、そのうちの一地区から漁業者がいなくなったとして、その地区の共同漁業権を喪失してしまうということにはならないのですか。

○（産業港湾）農林水産課長

共同漁業権につきましては、地区単位で管理しているのではなく、漁業協同組合が漁業権者であることから、地区の漁業者が存在しなくなった場合は、組合において、他の地区の組合員と調整することが想定されることから、漁業権が喪失することはないと考えられます。

○中村（誠吾）委員

近年、悪質な密漁が社会問題になっています。本当に腹が立ちます。そこで、高価で取引されて、被害が特に深刻な、農林水産省令で定めている特定の水産動植物にナマコなど書いていました。そして許可などを得ずに採捕したものや、密漁品として、譲受け、運搬などをした者への罰則を新設されました。3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金を科すことにされましたが、何となく聞いたらそうなのかと思うけれども、この額というのは、調べると、個人に対する罰則としては最高水準だそうです。また無許可漁業や漁業権侵害等の罰金額も大幅に引き上げられたのです。

そこで質問します。シーズンになると、海水浴客の出来心程度のことなのですけれども、片や、まして今言った、組織的な犯罪に至るまで、大小の密漁が報道されますけれども、小樽市内での昨年度の密漁件数は押さえていますか。

また、被害額はどのくらいになるかということを押さえていますか。

○（産業港湾）農林水産課長

ただいま御質問のありました、密漁は犯罪案件であることから、被害件数や被害金額については公表されていないため、件数等は押さえることが難しいものであります。

○中村（誠吾）委員

では、よく皆さん聞くのだけれども、小樽市としては密漁対策はどのようなことをやっていますか。

○（産業港湾）農林水産課長

密漁防止対策につきましては、小樽地区密漁防止対策協議会に参画し、密漁対策の情報収集など、関係機関との連携を図りながら、協議会を通じて、密漁防止啓発に取り組んでおります。

○中村（誠吾）委員

◎小樽市の漁業支援について

そして最後ですけれども、小樽市の漁業の支援についてお聞きしたいのですけれども、所管の農林水産課のうち、水産分の予算については、見るとほとんどが負担金や補助金であるように思うのですが理由についてお聞かせもできますか。

○（産業港湾）農林水産課長

水産振興予算につきましては、本市においては、日本海対策という大きな海域での取組に対し、種苗生産や稚魚の放流など、市単独で行うことができない事業が多いことから、国や北海道が主体的に行う事業に対して連携が必要であるため、補助金や負担金が多い要因の一つであると認識しております。

○中村（誠吾）委員

日本海全体という見方でないと。今、小樽でブリが取れたりしていますからね。

そして、この中で漁業協同組合に直接補助金を支払っているものがあると思うのですが、聞かせてくれませんか。

○（産業港湾）農林水産課長

令和4年度の事業といたしましては、沿岸漁業振興事業費補助金、日本海北部ニシン栽培漁業事業費補助金、とど被害防止対策事業費補助金、浅海増養殖振興対策事業費補助金となっております。

○中村（誠吾）委員

小樽市で作成しています「小樽市の漁業」という資料を見ますと、令和2年の小樽市全体の漁獲金額は約32億円になるのですよね。大変大きな金額です。小樽市では、漁業はまだまだ大きな産業であることは間違いのないのです。だから、漁業振興のための漁業協同組合に対する補助金は、現在のところ必要なものだとはもちろん考えています。

ところでこれらは全て、小樽市漁業協同組合への補助金ということでもいいのですよね。

○（産業港湾）農林水産課長

先ほど御答弁いたしました事業は、小樽市漁業協同組合に対しての補助事業となっております。

○中村（誠吾）委員

私の質問の最後なのですが、先ほども言いました、小樽市における若手漁業者の割合はまだ高いほうだとは思いますが、それでも、今後、低減していくことは容易に推察できるのです。

それで、漁業協同組合に補助金を出すにしても、将来を見据えて若手漁業者育成のための手段を講じるべきではないかと、常日頃考えていますが、その所見をお聞かせください。

○（産業港湾）農林水産課長

若手漁業者育成支援対策につきましては、国と連携して、水産多面的機能発揮対策事業を活用した藻場保全事業をはじめ、ウニ、アワビなどの種苗放流のほか、ニシンなどの稚魚の放流や、ナマコの種苗生産などの事業を通じて、つくり育てる漁業の推進を図りながら、引き続き担い手育成支援を行っていく必要があると考えております。

○中村（誠吾）委員

私の考えを最後に述べて終わりにしたいのですが、ここまで漁業法改正関係と補助金について質問をしました。これまでの答弁を総合しますと、小樽市の水産振興については、今後もつくり育てる漁業なのです。資源管理の推進に努めていくこと。そして、もちろん国や北海道をはじめ、各漁業協同組合と連携を図りながらやっていくのだとお答えがありました。水産物の安定供給が絶対に重要でありますし、小樽市の生命線です。経済に与える影響も大きいものと考えられますので、今言ったとおり、日本海全体と言いましたよね。海洋環境や、取り巻く社会や経済の変化など、水産業を巡る状況等を考慮して、持続性のある水産業の実現に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、このことはお願いです。お願いとして終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○丸山委員

◎公園愛護会について

まず、一般質問でも取り上げましたけれども、公園愛護会についてお聞きします。

第1回定例会の予算特別委員会で質問したときに、市内の公園愛護会は42団体あって、58か所の公園で活動しているというふうに聞きました。主に公園の除草作業を、タイミングはともかく行っていただいていると認識しています。ただ、今定例会の一般質問でも指摘したとおり、会員の高齢化と担い手不足という課題を抱えて、活動の継続が困難なケースが見られると。一方で、近所の公園が草ぼうぼうになっていることを気にしながら、活動につながっていない住民もいると思っています。

質問ですけれども、公園愛護会設立要綱というのがあります。どのような条件を満たせば設立できるのか。

設立に当たってはこういった手続が必要になるのか。

また、市から受けられる支援の内容について、それから、設立の届けというのは毎年必要なのかお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

まず、公園愛護会設立要綱の件ですが、現在の設立要綱の第3条では、愛護会は地域の住民をもって構成するとしておりますので、地域の住民によって構成される団体で、役員として、会長、副会長、会計を置くことが条件となると考えております。

次に、手続につきましては、公園愛護会設立届に愛護会の名称や公園名、会長名、構成する団体などを記載し、提出をいただくこととなっております。

本市では、受理した届出を審査いたしまして、適当と認めるときは通知することとしております。

次に、支援の内容につきましては、まず草刈り機の貸与、燃料の補給、ゴミ袋の支給、刈った草やごみの回収となっております。

報奨金につきましては、1公園につき1万円と公園面積1平方メートル当たり8円となっております。

次に、愛護会の設立届につきましては、設立時に一度届出いただければ、その後は必要ございません。

○丸山委員

報奨金の受け取り方法はどちらになりますか。

○（建設）公園緑地課長

愛護会にお支払いする際につきましては、愛護会名義の口座を開設いただきまして、そちらのほうに報奨金をお支払いするという形を取ってございます。

○丸山委員

そうすると、今、設立のときに届けが必要、地域住民の団体であることが必要ということでお聞きしたのですけれども、報奨金を受け取るときに口座が必要ということは、口座を開設しなければならないので、金融機関で会の愛護会という名義の規定とか、そういったものも必要になると思うのですけれども、そういったことでよろしいのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

金融機関それぞれどのような規約ですとか、条件で口座を作成できるかどうかにつきましては把握してございませんけれども、一般的には会の規約等が必要になると考えてございます。

○丸山委員

多分必要なのですね。そういった経験をされていらっしゃる方、町内会では多分されている人はいると思うのですけれども、全然そういった規約のことが詳しくないという場合に、公園緑地課に御相談することはできますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

求められる内容につきまして、そういう規約ですとかにつきまして、我々のほうでもお手伝いできることが

あると考えてございます。

○丸山委員

今言っていただいたように、設立要綱の第3条に、地域住民をもって構成するものと書いてあるのです。これについて、現在の愛護会の会員が、ほぼ町内会の会員と重複しているというふうに私は思っていて、その範囲を超えない市民、住民というふうに理解をしているのですけれども、市としては、それぞれの公園愛護会の会員になれる地域住民というのをどのように捉えているのか、お答えください。

○（建設）公園緑地課長

今、御指摘のありました、地域住民につきましては、この規定は近隣にお住まいの方であれば公園に目が届きやすいことや、町内会を母体とした愛護会とすることで、地域内での交流が生まれることも期待して設けた規定と考えておりますが、地域住民の範囲を定めたものはなく、必ずしも町内会会員である必要はないものと考えております。

○丸山委員

この現在の公園愛護会の会員と、この設立要綱の記述を見れば、私のように、町内会の地域の住民しか会員の対象にならないという、これは少し誤解といいますか、認識の違いですけれども、そういったことが起きがちだというふうに私は思います。要綱の「地域住民をもって」という記述の変更を検討してはいかがかと思えますけれども、お答えをお願いします。

○（建設）公園緑地課長

設立要綱につきましては、まず一般質問の中でも市長から御答弁いたしましたように、若年層の入会や担い手の確保が重要と考えており、他都市でも地域住民以外の方が入会されて、活動されている事例もございますので、要綱を見直しまして、多様な市民が参加できるよう検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

ぜひお願いします。

それで活動内容ですけれども、公園の清掃、除草、公園施設の点検、連絡について、主に行われていると思っています。私、一般質問で、こうした活動だけでは、楽しみが見出しにくいと。今後の活動継続のためには工夫が必要だというふうに申し上げました。

それで、除草に当たってなのですけれども、先に一つ確認ですけれども、除草剤というのは使用しないということになっているということでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

除草剤につきましては、本市でも除草剤は使用しておらず、愛護会においても使用は控えていただいております。

○丸山委員

除草については、愛護会の活動の大きな一つだと思っています。ただ、ただ刈るばかりとか、あるいは草を抜くばかりでは、時間がたてば、また雑草が結構元気な様子で出てくるわけで、皆さん苦勞していらっしゃるのですよね。楽しくもないです。

例えば、グランドカバーと言われる植物があるのですけれども、御存じでしょうか。お答えください。

○（建設）公園緑地課長

グランドカバーですけれども、グランドカバーは、地面を覆う植物で、ビンカマジョールやアジュガなど寒冷地にも適し、植栽帯などにおける雑草対策にもなる植物であると認識しております。

○丸山委員

そうなのですよね。よく言う、イングリッシュガーデンとかを個人宅で作っていらっしゃる方などが、この

グランドカバーというものを植えて、雑草対策をしているというふうに思っているのですけれども、見た目も、少しいいということで、それで今おっしゃっていただいたように雑草対策にもなると、雑草をある程度抑えつつ、グランドカバーを植えて手入れをすることで、園芸の楽しみも持てるのではないかと思うわけです。

そこで、公園愛護会設立要綱の第5条の4項に、その他、目的達成のために必要な活動を行うというふうに規定されていまして、この必要な活動の中に雑草対策のためのグランドカバーを植えることであつたり、公園の一角に花壇を造ることは可能であるのか、お答えください。

○（建設）公園緑地課長

グランドカバーを植えることと、花壇の整備が可能かどうかにつきましては、花壇は修景の向上が図られる施設であり、公共施設愛護の精神を高揚させるという目的達成に資すると考えられることから、可能と考えてございます。

グランドカバーにつきましても、同様に植えることについては可能ということで考えてございます。

○丸山委員

花壇を造るとか、そういった際に、公園の中の土地の申請等は必要になるのかどうかお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

公園愛護会は、公園管理者ではありませんので、設置に当たっては、事前に申請いただく必要がございます。また、グランドカバーにつきましては、繁殖力が旺盛なものもあり、手入れが不十分ですと、繁茂し続けるおそれもあることから、手入れが十分でない場合は、撤去いただくことを許可条件として付す必要があると考えてございます。

○丸山委員

花壇とか、グランドカバーを植えるときには、設置申請が必要ということなのですよ。

ただ、今の公園愛護会の設立要綱には書いていなかったと思うので、これについても記載することとともに、そうすれば、設置申請をする必要があるということが分からないままに、グランドカバーを植えてしまうということを防げると思うのですよね。1回植えたグランドカバーが、思いがけず元気がよくて、物すごく広がってしまったということがないように、何かの花壇なりを造る場合には、設置申請が必要だということを書き加える必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○（建設）公園緑地課長

検討はさせていただきたいと思います。

○丸山委員

それで一般質問の中で、緑化活動の工夫と楽しさを体験してもらう取組を求めたところ、講師の指導の下、技術を学んだり、交流したりするイベント開催や、既に行われている緑化活動を紹介するなど周知に努めるといった答弁でした。

現在、具体的なことがあればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

イベント開催につきましては、予算的な裏づけが必要であることや内容や開催場所についてもこれから詰めてまいります。既存の花壇を活用した、植え方や配色講座を開催することなども検討の対象と考えてございます。

次に、緑化活動の紹介につきましては、旧国鉄手宮線と花園グリーンロードで行われている、オープン花壇ボランティアや愛護会活動などについて、ホームページなどで周知することを検討してございます。

○丸山委員

ぜひ講師の指導の下、技術を学んだりするそういうイベントや講座などの実現をお願いをして、次の質問に

移ります。

◎銭函デイサービスセンターについて

次に、銭函デイサービスセンターについてです。

1996年に、老人デイサービスセンターとして市が設置をしています。社会福祉協議会が運営主体となって開設された。1日の利用定員29人を想定しているのです。浴室が広い、厨房も広いということで、二階建てにもなっていて、利用者それぞれの介護度に応じたサービスが受けられる施設なのだろうなというふうには見てきました。

10月に廃止というふうには示されていますが、建物の所有という観点から、今回、社会福祉協議会が10月閉所としたことについて問題はないのかどうか、少し確認させてください。

○（福祉保険）太田主幹

銭函デイサービスセンターの建物につきましては、現在、小樽市社会福祉協議会の所有となっております。

市の所有ではありませんので、問題がないものと考えております。

○丸山委員

ただ、銭函デイサービスセンターは、この地域に必要な施設として開設されたと思うのです。設置から26年経過しているとはいえ、現在の介護保険事業計画を見れば、各介護サービスの利用状況というのはまだまだしばらく増加傾向が続きます。ただ、将来的には、ある時点で利用状況の見込みは減りますけれども、2040年時点で85歳以上だけは、まだ増加しているのですよ。そうすると、介護度が重いケースが減少するのは、2040年度よりさらに少し先だろうというふうには私は思うのですけれども、その辺りの見解をお聞かせください。

○（福祉保険）介護保険課長

現在の第8期介護保険事業計画では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年と、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる2040年を見据えて策定されております。

本市は、国の推計よりも早く、この二つの山の間に介護需要のピークがあると推定されますが、今後の要介護者等の推移につきましては、一つ目の山を迎える第9期において、さらに分析をしていかなければならないものと考えております。

○丸山委員

今、第9期が山ということで、次の3年間にピークが来るのかと聞き取りました。

一般質問でも聞きましたけれども、銭函デイサービスセンターは介護度が高い利用者が複数人利用しているのです。閉所の影響は小さくないと思います。利用者家族にしてみれば、このセンターを利用するということですが、もう生活そのものだと思うのです。通所施設、朝行ってお昼食べて、おやつ食べてお昼寝して、レクやって、そして夕方帰ってくるということですから、本当に生活そのものだと思うのですね。このサービスがあるからこそ、在宅の介護を続けるというところもあると思うのです。特に、介護度が高い利用者のおうちで。

通所介護、地域密着型通所介護ともに、在宅での生活を続ける際に、どうしても必要なサービスであって、私はこれを整備する責任というのは保険者である小樽市の責任だと思うのですけれども、ここの辺りの見解をお聞かせください。

○（福祉保険）太田主幹

通所介護サービスにつきましては、公募指定のサービスではありませんので、市が整備するというのではなくて、小樽市内で開業を希望される事業者の指定申請に対しまして、国の基準を満たした事業所について指定しております。

なお定員が19名以上の広域型の通所介護につきましては、北海道が指定しておりまして、定員18名以下の地域密着型通所介護につきましては、市が、それぞれが指定権者として指定業務を行っているところであります。

○丸山委員

ただ、お金をもらっているわけです。介護保険料を市が徴収をして、保険者として、小樽市、各自治体で徴収しているというところで、保険者の責任というのは、私は、あるというふうに思うわけですけれども、銭函デイサービスセンター廃止の原因の一つとして、経営が困難になったと。ここには、車椅子のまま湯船につかれる、リフト浴の設備があって、だからこそ要介護度の高い利用者が集中する傾向にあったのではないかという説明を職員から受けました。

ただ、介護報酬というのは、同じ内容のサービスであっても、利用者の要介護度が上がれば報酬が上がるのですよね。それならば、要介護度が高いということで、要介護度が高い利用者が集中することで、経営が圧迫されるという単純なそういう理由にはならないと思うのですけれども、要介護度が上がることで、経営を圧迫するようなほかの要因、考えられることをお聞かせください。

○（福祉保険）太田主幹

まず、介護度に応じた介護報酬の額というのは、国の基準で一律で定められております。それでありますので、事業所ごとでかかる人件費ですとか、その他の経費。また国の基準を上限として事業所ごとで設定されている定員。定員に対する実際の利用者の数によって収支に影響が出る可能性があるものと考えております。

○丸山委員

ただ説明では、経営状況の悪化が、今回の状況を生んだという説明なのですが、こうした事業者の経営状況というのは、小樽市で把握しているということではないのでしょうか。お答えください。

○（福祉保険）太田主幹

小樽市は、地域密着型介護サービス事業の指定権者として、国が定める人員基準ですとか設備基準、介護サービスを提供する上で求められる、運営基準等の指定基準を事業者が満たしているかどうかについて確認指導する仕組みとなっております、経営状況の把握はしておりません。

○丸山委員

重ねて聞きますけれども、事業者と、事業者の関係者、あるいはケアプランをつくるケアマネジャーとのやり取りというのは、介護保険課であると思うのですよね。それであっても、事業者との経営状況を含めた情報共有という制度はないということなのではないのでしょうか。

○（福祉保険）太田主幹

経営につきましては、各事業者の判断で行っていただいております、情報共有の仕組みという、そういったものはそちらもないということになります。

○丸山委員

何回も言うようなのですけれども、介護保険の保険者というのは自治体なのです。市民にとってみれば、利用者にとってみれば、家族にとってみれば、どこに不安とか、御相談をすればいいのだということなのです。保険料徴収して、サービスを提供する、提供する事業者、制度を整えていくという責任は、ではどこにあるのかという疑問。特に、これまでも廃止してきた事業者はたくさんあると思うのですけれども、今回こうやって問題になっているのは、やはり銭函地域に、介護度が高い人を受け入れてくれる、ほかの事業者があるのかという不安があるということが、大きな問題だというふうに捉えています。この状況で、銭函デイサービスセンターを閉所させないという、そういった必要はないのかどうか。これから利用者は、ちゃんと次のところに移れるのだという、そういうふうに見込んでいるのかどうか。そこを確認させてください。

○（福祉保険）介護保険課長

現状、圏域内ですとか、近隣の広域型の通所介護など、それらでフォローできる状況というふうに見込まれますけれども、介護保険事業計画策定時には、不足するサービスがないかですとか、新規事業所の開設の見込

みなどにつきまして、居宅介護支援事業所をはじめとする介護保険事業者にアンケート調査を行っておりますので、事業計画の策定委員会の中で、必要があるとなれば、市が公募で整備するサービスについて、圏域指定で誘導するなどの方策で調整を図ってまいりたいと考えております。

○高野委員

◎銭函小学校放課後児童クラブの新築について

銭函小学校放課後児童クラブの新築関係経費が計上されているのですけれども、ほかの方も質問されていますが、確認も含めて伺いたいと思います。

まず新しく改築、こういうふうになった経過についてお知らせください。

○（こども未来）放課後児童課長

銭函小学校の放課後児童クラブにつきましては、現在学校敷地内にある建物を活用して開設しておりますが、経年によって老朽化が進んでおまして、建物全体の鉄骨のさびや、腐食が進んでいるほか、居室スペースの床のたわみ、またトイレの床下地の腐食など、程度や緊急性に依りまして、その都度修繕を行いながら維持をしていますが、その頻度も増えておまして、この先修繕の繰り返しだけでは利用する児童の十分な環境を整えることは難しいのではないかとということで、昨年度から建て替えについて検討してまいりましたが、児童が利用する施設ですので、できるだけ早く環境改善を図る必要があると判断し、今定例会で補正予算案を提出したところです。

○高野委員

老朽化もやはり進んできてということでしたけれども、それでは建物は何年頃に建てられて、いつから児童クラブとして使用しているのか、お知らせください。

○（こども未来）放課後児童課長

現在の建物は、平成10年に建築されまして、放課後児童クラブとしては平成19年度から利用しております。

○高野委員

建物は平成10年ということで、放課後児童クラブは平成19年度ということだったのですけれども、児童クラブにこうやって利用される前は、何かに活用されていたのか。その点はいかがでしょう。

○（こども未来）放課後児童課長

放課後児童クラブとして利用する前は、銭函小学校の特別教室として利用されておりました。

○高野委員

新しく早く建設しようということは、児童の安全を守るためには大事なことですけれども、それでは新しく建設されるまでの間、現在の児童クラブはどのように過ごすことになるのか、その辺どうでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

新しい建物が完成するまでは、現在の建物で開設することになります。

○高野委員

現在のところだということでしたけれども、先ほどお話を聞きましたが、さびだったり腐食などが、やはり進んでいるという状況のお話がありました。やはり来年の11月まで児童の安全は大丈夫なのか、安全が確保されるのかというのが、私には少し心配だなというところがあるのですけれども、そういった心配はないのか、その辺どうでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

建物内外の破損など、そういった日々の点検に関しましては、放課後児童クラブ支援員により何かあった場合には、都度、放課後児童課で報告を受けておまして、現地確認するなど対応をしているところです。緊急性の高い場合は、その都度、業者による修繕を行うなど、新しい建物が完成するまでは現在と同様の維持管理をしっかり行

いながら、児童の安全の確保を行っていきたいと考えております。

○高野委員

◎若竹地区防波堤改良事業費について

次の質問に移ります。

若竹地区防波堤改良事業費についてですが、当初予定が5,050万円としていた事業費が2,100万円増額されているのですけれども、どういった経過で増額されたのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

今回、補正予算を計上させていただいた経緯につきましてですけれども、若竹地区防波堤の、既に事業を進めている区域内ではありますが、今回、場所はマリーナ港口を挟んで札幌側の箇所において、今年の2月の低気圧の影響によりまして、防波堤の一部が破損したため、来年度において早期に現場施工となるように、今年度においてブロックの製作を行うため補正予算を計上させていただいたものであります。

○高野委員

低気圧の影響もあったということだったのですけれども、少し確認なのですが、それでは当初予定していなかったところが損傷して、今回、補正の増額になったということでのよいのか、その辺どうでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

若竹地区防波堤改良工事におきます令和4年度の施工に当たりましては、当初予算で計上していた箇所につきましては、まず港口を挟んで余市側の基部を予定しております。今回、補正により計上させていただいた箇所につきましては、港口を挟んで札幌側の箇所となりますけれども、先ほどお答えさせていただきましたとおり、今年の2月の低気圧の影響によりまして、当初予定していなかった箇所が破損したため、次年度の早期に現地対応を図るため、今回補正予算を計上させていただいたものであります。

○高野委員

予定していなかったということでしたけれども、では、防災・安全交付金を活用できなかったというのはなぜなのか、その点どうでしょうか。

○（産業港湾）港湾担当部長

先ほどの港湾整備課長の答弁で1点補足だけさせていただきますが、今回補正で上げさせていただいた区間につきましても、この若竹の全体の整備事業は老朽化対策として進める事業の中で、当初から見込んでいた範囲であります。順次整備していくということで考えていましたが、今年の2月の波浪で破損したということがありまして、急遽そちらのほうも前倒しで手をかけるというふうになったものでございます。この点少し補足で説明をさせていただきます。

○高野委員

補正のほうで、市債で上がってきているのですけれども、これまで防災・安全交付金でやっていたかと思うのですけれども、今回活用できなかったという理由についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

現在進めております若竹地区防波堤改良工事につきましては、防災・安全交付金を活用しながら進めておりますけれども、今回補正予算を計上させていただいた箇所につきましては、今年の2月の低気圧により損傷したため交付金の申請をする時期が過ぎた後であったため、令和4年度での交付金を活用することができなかったものであります。そのため、市債で対応したいというふうに考えております。

しかし、令和5年度につきましては、今年度の申請となりますので、防災・安全交付金の活用ができるものと考えております。

○高野委員

少し間に合わなかったということがあったかと思います。

では、ブロック製作をして、それで製作したものを現地ではめるといふか、設置するということになると思うのですけれども、そこまでの期間というのはどのぐらいかかるものなのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

今回、補正予算に上げさせていただきました、ブロックにつきましては既設堤体2カン分ということで46個の製作予定でありますけれども、製作にまず5か月程度を要するものであります。現場施工である据付けにつきましては、令和5年度の施工を予定しております、港内波高が小さい夏季を想定しておりますけれども、5月から9月の約5か月を想定しております。

○高野委員

造ってから、また場所に移動して設置するまでかなり時間がかかるのだなというふうに思います。その間の影響というのがやはり心配されるのですけれども、そういった心配はないのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

令和4年度の施工に当たりましては、マリーナを管理しております、株式会社マリンウェーブ小樽とも協議を行いまして、マリーナ内への影響がある余市側の基部を優先することとしたものでありますけれども、今回破損した箇所につきましては、現在の状態で今年の冬を迎えることとなりますので、破損の状況を観察しながら、必要に応じて、水中部に残存している堤体上部に大型土のうなどを乗せるなど、緊急的な措置の対応をすることで検討しているところでございます。

○高野委員

影響が出ないようにしていくということだったかと思います。今回、低気圧の影響で一部損傷となって、予想にできなかったことが起きたということだったのですけれども、やはり全体的な老朽化が心配されるという中で起こったのではないかというふうに思うのですが、今回のように申請が間に合わなくて、交付金活用できないということがないように、しっかり対策を取っていただきたいと思うのですけれども、その辺についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

交付金の活用につきましては、計画的調査点検に努めまして、交付金の活用が可能となるよう効率的に、効果的に事業を今後進めてまいりたいと考えております。

○高野委員

しっかりやっていただきたいと思います。

◎カラス被害について

次の質問に移りたいと思います。

カラス被害について伺いたいと思います。

先月の下旬に市民の方から小樽公園付近を通ったときに、お菓子を持っていた中学生がカラスに狙われたということがあったと聞いています。こうしたカラス被害、対応なども含めて何点か伺いたいと思います。

まず、小樽市内に見られるカラスの種類、その習性についてお知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

市内で見られる、カラスの種類につきましては、ハシブトガラスとハシボソガラスの2種類であります。ハシブトガラスは、くちばしが長く太くアーチ上で、性格は神経質で攻撃的です。市街地や林を好んで生息しております。

ハシボソガラスは、くちばしが細く直線的で、おとなしくあまり人を襲わない性格で、農耕地など郊外を好んで生息しております。

習性につきましては、秋と冬に集団でねぐらを造り、早朝から餌を探し、暗くなるとねぐらへ帰ります。4月に

なると繁殖期を迎え、自分の縄張りについて巣を作り始めます。7月頃には幼鳥が巣立ちの時期を迎えますが、この時期からカラスは神経質になり、巣や幼鳥の近くを通る人を敵とみなして威嚇をいたします。

○高野委員

それでは、カラスの相談件数を過去2年間でお知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

カラスに関する生活安全課での相談受付件数は、令和2年度274件、3年度245件でございます。

○（建設）公園緑地課長

カラスに関する公園緑地課が所管している施設での相談件数につきましては、令和2年度が7件、3年度が20件となっております。

○（教育）施設管理課長

市内の小・中学校敷地内における相談件数につきましては、令和2年度が6件、3年度が2件となっております。

○（総務）総務課長

カラス被害に関する本庁舎における相談件数ですが、申し訳ございませんが、本庁舎につきましては件数を押さえてございません。

対応といたしましては、看板で注意喚起を図るといったようなことのほか、構内の樹木に営巣している際には状況を見て、生活安全課に依頼し、巣の撤去を行っております。撤去した件数ということで、御答弁させていただきますと、令和2年度は0件、3年度は1件ということになってございます。

○高野委員

それでは、被害に遭う時期や相談など、どういった問合せが多いのか、お知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

相談が多い時期につきましては、カラスが繁殖を行う4月から7月で、全体の8割以上を占めております。

問合せ内容につきましては、カラスの巣の撤去に関すること及びカラスの威嚇や攻撃についての相談が多いものとなっております。

○（建設）公園緑地課長

相談が多い時期と問合せの内容につきましては、公園緑地課でも、カラスの巣の撤去や、威嚇攻撃されるとの相談があり、時期といたしましては、5月から6月に集中している状況でございます。

○（教育）施設管理課長

市内の小・中学校敷地内におけます相談につきましては、令和2年度が5月から6月が多くて、3年度は5月ということでございます。両年度とも、巣があるのでカラスが攻撃する可能性があるという攻撃前の相談と、児童・生徒にカラスが向かう回数が増加しているという、それで何とかしてほしいという、実際に攻撃されているという相談が多くなってございます。

○（総務）総務課長

本庁舎における時期といたしましては、大まかに言いますとやはり春から夏にかけてという形で認識しております。

寄せられている御意見といたしましては、カラスに襲われた、買ったものを取られた、何とかしてほしいといったような内容で聞いております。

○高野委員

いろいろなケースがあって、どちらにしてもやはり攻撃されたりとか、繁殖時に多いのかというふうなことが分かりました。

それでは、市内全体でも特に被害や、相談場所、そういったところが多い場所、特定の場所というのはあるのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

相談が寄せられる場所につきましては、道路、公園、個人宅、事業所等の敷地と、市内の広い範囲で相談がありまして、同じ場所について同時期に複数の相談がある場合がございます。

○（建設）公園緑地課長

被害が多い特定の場所につきましては、公園は敷地が広く、樹木も多いため特定の場所が多いということはありません。街路樹につきましても、特定の樹木は多いということはありませんけれども、施設ごとで見ますと、小樽公園、手宮公園、色内埠頭公園、旧国鉄手宮線は例年相談が寄せられております。

○高野委員

どちらにしても、やはり市民の方が被害を受けたりということが実際に起きています。それで、今被害の時期なども聞きましたけれども、やはり繁殖時に多いということが言われています。ですので、先ほど特定の場所はどこですかと言ったら、ある程度同じ場所で攻撃を受けているというところもあるので、そういった場所ですっかり事前に、攻撃とかされない、襲われる前に、対処することがやはり必要ではないかというふうに思うのです。ですので、そういったところをしっかりと各関係部署とも連絡を取り合って、本当に襲われたりなんなりということがないように、対応をぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

ただいまの委員の質問に対しましては、カラスは鳥獣保護管理法により保護されていることから、被害相談がない場合は対応が難しいということになりますけれども、カラスの被害相談があった場合には、これまでも行っているところではありますが、今後につきましても、各部局が連携して迅速な対応を行っていきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時44分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎地域女性つながりサポート事業について

私からは、地域女性つながりサポート事業についてお伺いいたします。

小樽市では昨年、国による地域女性活躍推進交付金のつながりサポート型の公募に応募し、審査の結果、交付が決定し、令和3年10月から令和4年2月まで事業を行うことができました。この応募に当たっては、我が党の秋元議員が昨年の第2回定例会の予算特別委員会で交付金制度を活用し、不安を抱える女性への相談支援に取り組んでと提唱し、市も事業の委託先などを選定し、申請に至って実現したものです。先日、事業が終了したことに伴い、

この事業における実績報告が原課からなされましたので、その報告に基づき、何点か質問させていただきます。

まず、事業概要についてです。この事業では、三つの業務を行ったようですが、他の自治体の交付金の公募に際しての事業概要を拝見すると、自立に向けた居場所づくりやキャリアカウンセリングを行っているところもありますが、小樽市が行った三つの業務について、その概要を説明するとともに、なぜこのような業務を選定したのか、その理由を併せて御説明願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

まず、業務概要といたしまして、一つ目は、女性相談担当者養成研修会開催業務です。こちらは女性への支援業務に携わる職員等を対象に相談知識を身につけるための研修会を開催したものです。

二つ目は、相談窓口開設業務です。こちらは現行の女性相談室で対応できない土曜日に臨時相談窓口を開設し、相談者の利便性の向上を図りました。

三つ目は、相談支援つながり業務で、内容としては、相談窓口案内カードを同封した生理用品の配布をきっかけに、悩みを抱え、潜在化している女性を相談へと導き、支援することで、問題の早期解決を図るということで開催いたしました。

なぜ、この三つにしたのかということにつきましては、様々な困難や課題を抱えていても、誰にも相談することができず、潜在化している女性に、必要な支援を届けることを目的としておりましたので、まず、相談を受ける者の技術の向上、相談窓口を増やして利便性の向上、相談につなげるために生理用品の配布、この三つを選びました。

○松田委員

三つの業務の概要をお聞かせいただきましたが、それではそれぞれの業務の実績をお示ししていただきたいと思っています。

なお、この事業は、国からの交付金を受けて行った事業ですので、業務実績は国にも報告するのか、この点についても併せてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

それでは、それぞれの業務の実績についてお伝えします。

まず、女性相談担当者養成研修会の開催ですが、こちらはテーマはコロナ禍の中でのコミュニケーションというテーマで、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターから講師をお招きして、令和3年11月19日に総合福祉センターの研修室で開催いたしました。参加者数は民生・児童委員、学校関係者、市の相談担当者など全部で36名でした。

次に、相談窓口開設業務ですが、開設日時は、令和3年11月13日から4年2月26日までの1月1日を除く土曜日です。時間は午前10時から午後3時、場所は小樽経済センタービルの中にある小樽市中部地域包括支援センターで行いました。

開設日数は期間中15日あったのですけれども、相談件数は0件でした。

相談支援につながる業務につきましては、配布場所といたしましては、市の相談窓口と地域性を考慮しましての塩谷、銭函の各サービスセンター、配布期間は令和3年11月18日から4年2月28日まで。周知方法としては、周知チラシを作成し、公共施設等に配架、掲示するとともに広報おたる等で掲示を行いました。

相談件数は5件ありました。

生理用品の配布先といたしましては、受託者から配布されたものとして、市の窓口で420セット、社会福祉協議会の窓口で33セット、小学校158セット、中学校163セット、高校226セットでした。

国への報告は、令和4年4月4日に行っております。

○松田委員

今、それぞれの実績をお聞きしましたが、中でも気になったのが、相談窓口の開設業務です。現行の女性相談室

では対応できない土曜日に臨時相談窓口を開設し、相談者の利便性の向上を図るとして15日間、臨時窓口を開設したにもかかわらず、相談件数はゼロということでした。

原課では、相談窓口を開設するに当たり、どのようにして市民の方に周知したのか、その周知方法をお聞かせください。

そして、相談者が全くいなかったことに対し、どのように要因等を分析しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

周知方法につきましては、市のホームページ、インスタグラム、広報おたる、新聞報道で周知するとともに、市の公共施設、保育所、ハローワークに事業周知チラシを配架、掲示。それと、長崎屋小樽店の女子トイレにチラシを掲示いたしました。

相談者がいなかったことに関しましては、周知期間が短い中で、できる限りの周知をしましたが、結果として、相談者はいなかったということでありました。

また、面談や電話での相談はハードルが高かったのかとも思っております。

○松田委員

周知期間が短かったことと、やはり少しハードルがあって、やはり周知方法に少し問題があったのではないかと考えるのですが、それで、相談支援つながり業務では生理用品を配布しましたが、窓口にいらっしゃった方は配布を受けるのに際し、恐らく勇気を振り絞って来庁したと思います。

窓口では他の来庁者の方に生理用品と分からないように配布したと思いますが、どのような方法で配布したのか。配布方法をお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

事業周知チラシやチラシの半券の持参、また窓口に置いてあるサインボードを指さすなど、声に出さなくても配布希望であることが分かるようにしておりました。また、中身が分からないよう紺色の紙袋に入れて、女性職員が渡すようにいたしました。

○松田委員

生理用品には、潜在化している女性を相談へと導くことを目的として、相談窓口案内カードを同封したと、先ほど説明ありましたが、それにより相談件数は5件あったということですね。それで、生理用品の配布は全部で1,000セットあったようですが、この配布の目的は、生理用品を配るのが目的なのか、相談窓口を知らせるのが目的なのか、それによっても違いがあると思いますが、相談件数が5件だったということについて、原課ではどのように分析しているのか、その点についても所見をお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

この事業は、生理用品を配ることが目的ではなく、相談窓口に来て相談をすることや、相談窓口を周知することが目的なので、相談件数は5件と多くありませんでしたが、相談があったことは支援につながったと思っております。

○松田委員

今5件あったということで。なお、相談窓口案内カードには福祉総合相談室たるさぼをはじめ、相談窓口の一覧表が記載されているということでしたけれども、5件の相談を受けた窓口は、一覧表に記載されているどこの部署だったのか、そしてどのような相談内容だったのか。この相談から女性は男性と違ったどのような悩みを抱えているのか、おおよそでいいので差し支えない範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

5件の相談は全てたるさぼで受けました。内容としては、相談窓口がたるさぼなので、生活困窮のお話が多く、

新型コロナウイルス感染症の影響による減収だという相談もあったと聞いております。

男性と違った女性の悩みについては、こういうコロナ禍ですので、誰かと話すことで気持ちが楽になるといったことで、ただお話をされて帰る方もいたと聞いております。

○松田委員

聞いたところ、生理用品配布の案内カードには、アンケートの協力のお願ひも記載されたとお聞きしています。

相談は5件でしたけれども、アンケートの受付件数はどのくらいあったのでしょうか。

また、アンケートにはこの事業に対する感想など、自由意見を記載する項目もありましたけれども、どのような感想を述べられていたのか、その主なものについて、この点についてもお聞かせ願ひたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

アンケートの受付件数は58件でした。主な自由意見としましては「病気で失業して経済的に苦しくなった」、あと「月の中旬には毎月生活がぎりぎりになるときがある」、「女ばかり4人なので、ほかのものを我慢するような感じである」といった意見がありました。

○松田委員

相談件数は5件でしたけれども、アンケートが58件あったということで、3人ほどの説明でしたけれども、やはりこうやって記載して皆さんの率直な意見を聞くということも大事ではないかと思ひます。

それで、国からの交付金を受けて行ったこのつながりサポート事業は、単年度事業であるために事業が終了しましたけれども、市で行った三つの業務はこれで全部終了してしまうのか。この事業終了後に担当者の課題として挙げられていたのは、複雑化する相談に対する支援の強化には関係部署の情報の共有化、さらなる連携強化と相談窓口の周知が必要というふうに課題が述べられていました。確かに相談窓口業務は事業実施期間の相談はゼロでしたけれども、この相談窓口を開設しようと原課が考えたのは、現行の相談室では対応できない曜日があり、利便性が悪い平日頃と感じていたことからこの業務を行ったと思ひますので、今後もぜひ、毎土曜日でなくても定期的に行っていただきたい、継続していただきたいというふうに思ひますけれども、この点についてお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○（生活環境）男女共同参画課長

土曜日の相談は確かに0件でありましたので、こちらの窓口をそのまま継続するのがいいのか、窓口を拡大してそのまま継続するのがいいのか、また、便利な相談方法、少しハードルが高い面談とか以外の相談方法の導入がいいのかということも含めまして、今後検討していきたいと思ひます。

○松田委員

今御回答ありましたが、ぜひ私としては、やはりなかなか相談できないということを考えると不定期でもいいですから相談窓口を開設していただきたいというふうに強く願ひます。

以前から、生理用品の購入に困難を来している方は生活全般にも困っているというコメントをしていた担当者もおります。今回の事業で相談は5件でしたけれども、これについても市の単独業務として今後も行ってほしいと思ひますが、相談件数を伸ばすためにはさらに周知が必要です。これについての見解についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○（生活環境）男女共同参画課長

相談窓口の周知につきましては現在もホームページ等で行っておりますけれども、引き続き周知を続けるとともに、もっと効果的な周知方法について検討していきたいと思っております。

○松田委員

この問題が社会的に認知されて以来、生理用品について気軽に話ができるようになりましたが、それでもほかの人に生理用品に困っていることを知られたくないという抵抗を感じる方もまだまだおります。相談窓口の周知の手

段としてとはいえ、他の自治体の例を参考にして配布方法も工夫してほしいというふうに思っております。

これはまた繰り返しになりますが、要望ですけれども、小樽市ではこのサポート事業は先の3業務でしたが、コロナ禍に端を発したとはいえ、困難を抱えている女性はたくさんいます。そういった意味からも私としましてはつながりサポート事業については、これからも小樽市の事業として継続し、充実させていきたいと願っています。

確かにこの事業が国からの交付金を使い、実施した事業ですので財源の問題があるとは思いますが、他に利用できる制度を模索するなど財源確保に取り組んでいただきたいと思います。とにかく相談窓口のように、すぐ結果が出なかったからといって事業をやめてしまうのは疑問であります。このように前向きに、また今後もこのような事業を進めていただきたい、このように願っておりますけれども、最後にそのことについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

昨年度実施しました国の交付金を活用した事業は今年度は実施いたしません、この事業により相談窓口を設置する各部署の連携により、複雑化する相談支援の強化につながったと思っております。

今後も相談内容に応じて情報の共有化を図るなどさらなる連携の強化と相談窓口の周知を継続しながら、相談者が相談しやすい環境について検討してまいりたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

◎旧色内小学校解体工事に関連して

それでは、旧色内小学校解体工事に関連して伺います。

解体工事の件については建設常任委員会に付託されておりますので詳しくはそちらでやっていただいて、私は気になる点、1点だけ質問させていただきます。

それは解体に伴うアスベストについてであります。法改正によりまして厚生労働省によりますと、アスベストの事前調査とその結果報告が元請業者の義務になったと、本年の4月1日からそのように伺っております。

まず、この点についてはこのようになると思っておりますけれども、確認してよろしいでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員のおっしゃったとおり、届出が必要になるということでございます。

○高橋（克幸）委員

内容を見ますと報告先は労働基準監督署と自治体というふうになってはいますが、この自治体というのは具体的にはどこになりますか。

○（生活環境）次長

お届け先につきましては生活環境部の環境課になります。

○高橋（克幸）委員

それで建設部に確認なのですけれども、当然入札が終わっているわけですから設計時と言いますか、準備段階で市としても旧色内小学校にアスベストがあるかないか調査したと思うのですが、この点についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

アスベストにつきましては事前に分析調査を行っております、その結果、非飛散性であるボード類についてアスベストの含有を確認したところ、

このボード類につきましては非飛散性であることから、湿潤状態にして湿った状態にして適切に作業を行うということになります。

○高橋（克幸）委員

生活環境部に伺いますが、市の発注、公の発注でも届出、報告書が必要だということでしょうか。

○（生活環境）次長

そのような取扱いになるものと理解しております。

○高橋（克幸）委員

最後の確認ですけれども建設部に伺いますが、もし解体中に今レベル3のお話でしたけれども、レベル1、ないしはレベル2のものが想定外でアスベストが確認された場合には、当然、一回工事を止めて設計変更ということでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今の御質問ですけれども、工事中にアスベスト含有している可能性がある具材等を発見した場合には、委員がおっしゃったように適宜調査を行って、アスベスト含有していた場合には適切な法にのっとりた形での撤去ということになると思います。

○高橋（克幸）委員

◎第3号ふ頭及び周辺再開発計画施設配置計画図について

それでは、次の質問に移ります。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画について何点か伺います。

これまで資料、それから議論等ありましたけれども、自分の中でもそうなのですがきちんと整理がついていないものですから確認をさせていただきたいと思います。

まず、平成26年6月に出されているこの第3号ふ頭及び周辺再開発計画、この計画は今も存続して生きているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

この第3号ふ頭及び周辺再開発計画を平成26年に策定しておりますけれども、現在、段階的に整備を進めている内容につきましては、この計画を基本に進めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、再開発計画の目的について簡単に結構です、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

この目的でございますけれども、小樽の特徴であります港を生かしたにぎわい空間を創出したいということで、このクルーズ船対応岸壁ですとか、この基部の緑地ですとか、そういった整備を行っていきいたいところがございます。

○高橋（克幸）委員

それで確認していききたいのは、まず計画の最後についていますけれども施設の配置計画図があります。先ほどの答弁ですと、これは生きてて、ここの計画にのっとりてやっていくというお話でしたので確認したいと思えますけれども、例えばバスの駐車場についてはこの計画では海側のほうに、先端のほうに計画されているわけですが、現在施工で進められているのは基部側のほうになっているわけです。これについてはなぜそのようになっているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

この再開発を進めるに当たりましては、現在利用されている上屋ですとか、あとは指定保税地域などの物流機能の移転、再配置が必要なこと、また多額の財政負担が生じること、あと民間活力の導入の実現など最終的な完成までには課題が多いということで段階的に進めていきいたいという進め方をしております。

こういった中では、まずクルーズ船のターミナルは既存の33号上屋を活用しながら整備をし、そしてバス駐車場

につきましては、その基部に当たるスペースを活用して駐車場整備をしていきたいというところでございます。

○高橋（克幸）委員

いやいや、私が聞いているのそうではなくて、配置計画図があるでしょ。これに基づいて、これから進めていきますよという先ほどの答弁だから、この計画に基づくということは海側にバス駐車場が整備されているわけです。配置計画図では、現状の今施工を考えているの基部側でしょ。これは何で違うのですかという質問です。

○（産業港湾）港湾室主幹

今の計画、先端側にバス駐車場を配置しているというところなのですが、実際こういった施工が今の段階では上屋が今建って活用していますので、今すぐにこういった形にはできないというところで段階的な整備をするに当たりまして、先ほど申しました既存の上屋を利用したターミナル、それとその基部側に駐車場というふうな形で今進めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

どうもかみ合わないのだけれども。

では、逆に違う聞き方をします。最終的にはここの計画図どおりの駐車場になるのですかというのを確認したいのです。

○（産業港湾）港湾室主幹

最終的な図面と現在の駐車場の場所が違うというところなのですが、最終形の整備を行う際には改めてこの再開発計画の図面に示している配置がよいのか、関係者や経済界も含めて意見交換をしながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○高橋（克幸）委員

そうすると、これは計画図ではなくて計画図案になるのではないかなと私は今受け止めたのですけれども、違うのですか。

○（産業港湾）港湾担当部長

平成26年のときに策定したこの再開発計画、今御指摘のある図面なのですが、これにつきましては再開発計画、この中で最終的に整理したのは埠頭の16番側、そして14番側、こちらも最終的に埠頭全体を交流空間に変えて両側にクルーズ船をつけるという、そういった大きな将来的なビジョンを持ってまとめたものでございまして、その際、各関係者の中で検討を進めた中で、駐車場については奥のほうに、そして手前側については交流空間を設けて、このようなレイアウトが一番いいでしょうということで結論が出た、当時整理されたものでございます。

それで、現在進めていることが違うというところについては、先ほど来、計画担当主幹から説明をさせていただきましたが、この絵姿に持つていくためにはやはり指定保税地域を先に動かすとか、また今当面の整備で考えているエリア外にも上屋が3棟建ってしまっていて、これらの物流機能を全て移転させるという、そういったことを進めていかなければならないという、そうなりますとなかなかすぐさま実現化は難しいというところで、今までお示しさせていただいた当面の整備範囲という中で、手宮側の岸壁、そして上屋の一部の跡地を使いまして、最低限度といいましょうか、まず大型クルーズ船を受け入れる機能をまず導入するという、そういった考え方にたつて今の計画を進めているものですから、駐車場の場所が間違っている状況になります。

将来は再度この計画に入ってくる段階でもう一度検討をする必要があると思いますけれども、基本的には手前側が交流空間となり、奥側が駐車場になっていくという、この中で位置づけているプランは有効なものというふうには今現在では考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

あくまでもこの配置計画図が最終形だよということで確認していいですか。

○（産業港湾）港湾担当部長

私どもとしては埠頭全体をクルーズ埠頭として、このような今の配置計画を目指して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

確認していかないとこの図面で議論しているわけですから、これが違うと言われると議論にならないわけです。そのための確認でしたので、分かりました。

では、これに基づいて確認をさせていただきますけれども、現在この基部から行きますけれども、基部の緑色の緑地のところには港湾室の建物が立っているわけです。たしか本年港湾室が違うところに移設する、移動するという話がなくなったように聞いていますけれども、その後どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○（産業港湾）港湾室主幹

港湾室の移転先につきましてはまだ検討中でございますので、できるだけ早い時期に決めていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

前に頂いたスケジュール表では、もう令和3年度から緑地のところはラインが引かれて、設計等が入っているという説明でしたが、逆に言えば港湾室が解体されなければ、ここ緑地にはならないわけです。そうすると港湾室を移動するというのは産業港湾部だけの問題ではなくて、これ総務部も絡んでくる話になるのではないかと思うのですけれども、要は市全体としての配置と考えるとそれは違うのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

港湾室庁舎の移転につきましては、私ども港湾室でまず検討させていただいておまして、なおかつ港湾室庁舎には観光船乗り場がございます。こちらの移転についても合わせて考えていかなければならない形になっておまして、こちらについては34号上屋の跡地に整備していくというような形で計画しておりますが、これと合わせてタイミング的には港湾室庁舎の移転も考えていくということで、今移転場所について検討させていただいているところでございます。

○高橋（克幸）委員

今34号上屋のお話が出ましたけれども、34号上屋については現状はどのようになっていますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

現在は上屋として使用しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

議論を進める前に少し確認ですけれども、再開発計画はずっと読み返しましたけれどもスケジュールというのが一つも書いてないのです。いつまでにとか、その期間だとかというのが一切ない計画です。こういう計画は珍しいのですけれども、なかなか決められないのでそこは外したのかというふうには理解はしますけれども、計画ですからスケジュール感のない計画というのは実効性のない計画と同じで、いつまでにやるのかというのがないとなかなかこれ議論にならないのです。

そういう意味で再度確認しますけれども、先ほど課長の話だと34号上屋を移動するときに港湾室の移転も考えるというお話でしたが、それでは34号上屋の移設というのはいつ頃になるのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

私の説明が少し足りなかったようで申し訳ございません。港湾室庁舎が移転する際には、港湾室庁舎の中に入っている港湾室並びに1階に入っております観光船のターミナルの移設も当然必要となってくるところでございます。

計画では今観光船ターミナルは34号上屋の跡に新設するというような形になっておりますので、港湾室庁舎を壊すときには当然観光船ターミナルも動かさなければならないという形になりますので、こちらの時期も合わせながら考えていかなければならないというところでございます。それは早急に行っていかなければならないと考えておりますので、港湾室庁舎の移転先について現在検討しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

何回も言いますが、先ほど来の議論から早く検討しなければならないだとか、いろいろ検討することがあるとかというのはそれは分かります。では、いつまでという終わりをむしろ決めないと物事というのは進んでいかないわけです。ですから、いろいろ大変だ、今年協議したけれどもまとまらなかった、では来年やればいいのかとずっと延びていくわけです。

ですから、この計画自体もそうですけれども、この周辺の第3号ふ頭も含めて周辺基部のスケジュール感をめどでもいいのですけれども、きちんと立てた上でやっていかないとこれ幾らやっても議論、水かけ論みたくって結論は出ていかないのです。その辺は部長、どう思いますか。

○（産業港湾）港湾担当部長

第3号ふ頭の再開発に向けたスケジュールについてでございますけれども、私どもが進めている当面の整備目標は配置計画図とはまた違わせて、埠頭の一部は物流空間と残した形での議会のほうにもお配りしているイメージパーとなり、そういったもので説明させていただいているものですが、これにつきましては令和6年度から7年度の間で完成をさせていきたいということで現在取り組んでいるところでございます。

先ほど御質問がありました、港湾室の移転についてのお話についても、今、令和7年度を目標にしていきたい、少なくとも令和6年度までには私どもの港湾室の移転先というのを決めて、今の庁舎を解体していかなければならないスケジュールになろうかと思っています。

それから、逆算しますと私ども港湾室の移転先についても、そうゆっくりと検討しているわけもいかないということで、取りあえず今、内部では年内を目標に候補地、もしくは私どもの所有しています他の港湾施設の改修による利用、こういったことを3案か、4案ぐらいを整理しまして今検討に入っているところでございます。

また緑地の関係につきましては、そういった港湾室の移転が伴うものですから実際の工事は若干遅れるところに今なっていますけれども、この緑地の中においても、昨年設計を終わらせて今年度は配置計画でいきますと、基部側の観光船係留施設と書いてある物揚場の切下げですとか、それからおたるマリン広場、今ここでは多目的広場と書いてございますけれども、港湾室側の黄土色で囲っているちょっとしたポケットスペースを緑地として整備しますが、こちらの緑地には工事に入りたいと考えているところでございまして、あとは随時緑地のほうも港湾室の解体のスケジュールですとか、また34号の解体のスケジュールを踏まえて順次整備のほう進めていくということで考えているところでございます。

それと最後に、全体の目標に向けてなのでございますけれども、これにつきましては先ほど来、計画担当主幹から答弁させていただきましたけれども、これを実現するためには三つのハードルがございます。1点目は先ほど来答弁させていただいた指定保全地域ですとか、上屋の移転を全部済ませなければこの絵になっていかないというところがございます。

それともう一つは、これらの埠頭を大々的に改修することになりますので、やはり行政というか、官だけではなかなかこの形を実現していくのが難しいのかというふうに思っているところでございまして、やはり民間の資本の導入というのはこれも不可欠なものというふうに認識しているところでございます。

そして、3点目としては、この埠頭の全体が変わる絵姿というのが、あくまでもクルーズ船を2隻同時に受入れしていくという、そういった機能を持たせるというところでございまして、そのためにもクルーズ船、まだ今回コロナ禍でやっと今年から再開できるようになりましたけれども、過去でもまだ最高で41回という、そんな状況にな

っていますが、それを港湾計画の目標であります74回まで我々としてはポートセールスをしながらクルーズ船の誘致を進めていくと、そしてクルーズ船の数を増やしていく中で、やはりこの必要性というのをある程度私たちが説明していけるのかというふうに思っているところでございます。

このような形で、大きくはこの三つの課題を進めながら向かっていかなければならないというふうに思っています、この全体の絵姿については今のところ年次計画まではまだ立てられない状況にあるということで御理解をいただきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

今、長い説明を伺いましたけれども、結論は部長いわくスケジュール感を立てられないのだというお話です。今のお話ですと、私はそれでいいのかなと非常に疑問に思います。

財政部に伺いますけれども、公共施設等総合管理計画を立てたときに、長寿命化計画も含めてでしたけれどもスパンとして約40年間の建物の事業費を出して、では年平均幾らかかるのかという議論をしました。そういうスパンで財政部としてはこれからの短く言えば5年、10年のスパンで財政運営を考えているわけです。そういう中にあって、港湾のほうは計画はできたけれども、いつできるか分からないというものでは急に話がまとまったからやってくれと言われたって、財政運営上、積み重ねてきたものがこれから庁舎もあります、体育館もあります、そういう中で果たして計画できるのかというのが私非常に疑問なのです。

ですから、ある程度のめどでいつ頃にはこのぐらいの規模のものが計画できるのだという想定ができないと、財政部だって私は困るなというふうに思っているのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○財政部長

今、高橋克幸委員から御質問がありましたとおり、これから本市の場合は体育館、あと庁舎を含めて大型な建設工事が見込まれている中で、我々としても起債を借りますので毎年の元利償還の財源をどうすべきなのかということについて、本当に頭を抱えている問題でございます。

それをどういった形で、市民の皆さんにお示しをしていくのかというのが今大きな課題と考えてございます。そういう点を考えますと、今の港湾整備につきましてもやはり事業費が大きいものですから我々としては早期に把握をしながらやはりシミュレーションしていかないと、やはり10年、20年先の本市の財政にその分がどのような影響を与えるのかという部分はしっかり把握していかないと考えてございますので、港湾のほうにはなるべく早く、期間といいますか、時期というのは示していただきたいというふうには考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎求償権行使について

最初に、高島の観光船訴訟に関連して求償権の行使に関して伺いたいと思います。

6月1日付で前市長に対し求償権を行使したということでもありますけれども、このことについては、我々は歓迎をしたいと思います。

そこで、いま一度、何点か確認をさせていただきますが、まず、国家賠償法の第1条第2項の故意または重大な過失に当たるということであります。こう考えるに至った点は何なのかをお示ししていただきたいと思います。

○(総務)浅井主幹

当時の関係職員の事情聴取等の結果から、前市長が高島漁港区における観光船事業について、いわゆる分区条例に適合しないという認識を十分持っていた上で、港湾室の不許可の方針に対して即座に否定的な見解を示したことは事実と認定しております。

そしてこのことは違法という認識を持って、自ら違法な許可等を導いたものであることにほかならず、この行為が国家賠償法第1条第2項に規定する故意または重大な過失に当たると判断したところであります。

○中村(吉宏)委員

次なのですけれども、本市の港湾の分区条例のうち、先の高島漁港区におけます条例違反となった点について今いろいろ説明ありましたけれども、前市長と現在の迫市長との捉え方の違いについて説明をいただきたいと思いたすがいかがでしょう。

○(産業港湾)港湾業務課長

高島漁港区におきまして、先般、いわゆる分区条例の違反となった事案についての前の市長と現市長の考え方、捉え方、違いについてということなのですけれども、まず前の市長としては分区条例上ほかにもある不適格とおぼしき構築物を例に挙げて不公平感を生まないように港湾室職員に示唆しているなどのことに鑑みますと、当該事業者の申請を許認可する方向へ誘導するという考え方が感じ取れると思います。

一方、現市長につきましては、漁港区において観光船事業を営むこと自体がそもそも分区条例に沿っておらない、違法は違法、他の構築物と比較する必要性は全くないといったような厳格な考え方を持って本件を捉まえているものだと考えております。

○中村(吉宏)委員

現市長の考えがもちろん正しいのだと思いますし、全く真逆の発想でこれまでの議会議論の中でも再三出てきたお話でありますし、中には議員の皆さんから、赤信号みんなで渡れば怖くないの発想なのかというツッコミもあったところなのですけれども、本当にもう今聞いてもあり得ないなというふうに思います。

続きまして、当時の職員の方々から聞き取りを行われたということでありました。その当時の職員の方々条例の解釈を誤ったとされる事実はあったかどうか、お示してください。

○(総務)浅井主幹

平成28年5月17日に行われました前市長との打合せにおいて、先ほど申し上げましたとおり港湾室の不許可の方針に対し、即座に否定的な見解を示したことによって当時の港湾室職員は許可せざるを得ないという、そういう思いに至ってしまった結果、許可が可能となるよう条例の拡大解釈を行ってしまったと認識しております。

○中村(吉宏)委員

なるほど。否定的な見解をされた。当の最高責任者からそういうことを言われますと、ああ駄目なのだということも当然私は納得がいくところでありまして、当時の職員の方の気持ちを思いますと本当にじくじたる思いで対応されたのではないかと改めて思われる答弁でありました。

続いて、議会議論です。これまでの議会議論、質疑答弁等における当時の職員、それから前市長の答弁から、現在の現職の方たちは、それについてどう考えるのかということをお示してください。

○(産業港湾)港湾業務課長

当時の議会における質疑答弁を振り返りますと、事実をゆがめ違法な許認可を誘導するという前の市長の態度は首長としてあるまじきものであると思いますし、言っても仕方がないといった諦め感、そういう空気感に全庁的に包まれていたという状況にあったとはいえ、当時の職員の判断も誤りであったのではないかなと考えております。

当時の議事録等を読み返すにつけ、法令に準拠した適正な判断をしていかななくてはならないものだと現職としては改めて思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

先ほども申し上げましたけれども、やはり当時の職員の方、本当にもうじくじたる思いで対応されていたのだなというのが改めて分かります。もしかなくことならば当時に戻って、今のあるまじきという言葉を議会議論の中の答弁で聞きたかったなと思いますけれども、それはかなわぬお話ですので、私はそういう思いでいるということだけお伝えさせていただきたい。

それから、これ昨日の議論でも出てきたと思いますが、前市長に対して約6,500万円を請求したということであります。前市長がこれを素直に支払いに応じれば、自己の故意または重大な過失というのを認めて賠償に応じたということになるのだらうと思いますけれども、支払いに応じなかった場合は今後どのような手続になるのか、お示しください。

○（総務）浅井主幹

仮に前市長が納付をしたならば委員がおっしゃるとおりのことになるかと思えますけれども、納付に応じなかった場合は債権管理条例に基づく同条例施行規則第4条の規定により、納付期限後20日以内に督促状を発布いたします。その際、発布の日から10日以内の日を納付期限に新たに設定いたしますけれども、それでも納付されない場合は、訴訟を視野に入れた対応を考えていくことになります。

○中村（吉宏）委員

最終的には法的な手段もということで確認をしました。

それともう一個伺いたいことがあります。例えば、今の請求を捉まえて仮に相手方、前市長側から例えばの債務の不存在確認請求ですとか、そういった反訴といいますか、逆にこちらのほうが訴えられたというような状況になった場合にはどのように対応していくのか、お示しください。

○（総務）浅井主幹

仮にそういった訴えがなされ、裁判所がこれを受審して訴訟になった場合には、本市は被告という立場で訴訟に臨むこととなりますが、前市長の行為に故意または重過失があったことを立証していくということには変わりはありませんので、証拠書類をそろえ訴訟代理人のお力も借りながらしっかりと反論してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

いずれにしろ6,500万円を超えるお金はもう大切な市民の財産なわけです。それが意味、意味のない支払いに回していかなければならなかったということでもありますので、どうかこの先しっかりと、かつ厳しく責任追及をして市民の大切な財産を取り戻していただきたいと強くお願いをしたいと思います。

◎人口対策について

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

人口減の対策ということで、その一つの施策として婚活支援に関して伺いたいと思います。

私も第1回定例会で富山県の滑川市の事例をお示しながら、大人の部活動ということで婚活支援の施策の御紹介しながら小樽市でも取り組んではどうかというような投げかけをさせていただきました。その後少し研究していくということだったのですけれども、その後市としてどのように調査研究等の対応したのか、お示しいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

委員から御紹介をいただいた富山県滑川市の事業に加え、北海道が行っている婚活支援事業、北海道内の他市町村が実施している婚活支援事業の事例、国の地域少子化対策重点交付金を活用した事例の収集や調査を行ってきたところでございます。

○中村（吉宏）委員

道内の自治体の調査をされたということですが、何か一つ二つ具体的なこういうのがあったというのを示していただければと思いますけれども、何かありますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

最近の事例でいきますと、この交付金を活用して令和4年度に旭川市で婚活の事業を行っておりますので、その事業の内容ですとか、北海道自体が行っている事業について研究をしてきたところございます。

○中村（吉宏）委員

婚活支援、主にはカップリングパーティーですとか、そういうものが主になってくるのだろうなということでありますけれども、一方で少し私もいろいろな情報を調べながら、まだまとまりきっていないのですけれども、古い情報なのですが、内閣府で結婚に対する意識調査なども行っているようです。その平成25年の内閣府の調査ですと、7割以上の男女が結婚に対して結婚したいのだという意思があるというような分析がなされておりました。これ引き続き近年も調べているのではないかと思うのですけれども、最新のこうした意識調査などの事例というのをもし何か把握されていれば少しお示しいただけないでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

先日6月14日に国から公表された男女共同参画白書で、最新の全国の状況を把握することが可能となっております。

○中村（吉宏）委員

6月14日のというお話がありまして、今その中では婚姻についておおむね婚姻に対しての国民の方の意識の状況というのはどういう感じなのか、お示しいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

先日6月14日に発表されたばかりで深く読み込めてはおりませんが、この中で「今後の結婚願望（独身者）」、「結婚したい理由」、「積極的に結婚したいと思わない理由」というのがそれぞれまとめられております。例えば委員おっしゃいました結婚願望の割合につきましては、20歳代の女性でいけば、結婚意思のある方が64.6%、男性の方であれば54.4%という結果となっております。

○中村（吉宏）委員

ざっくりですけれども60%程度の方が結婚に向けた意思があるのだろうなど。10年前は7割なのに今6割になったのだなというところなのです。これまた時間がたつと、もっと減るようなことにならなければいいなと私は思うわけなのですけれども、そういった中で、国がこうした調査を行っているのです。

こうした基本的な調査というのはやはり大事で、小樽の市域内に関してはどうなのかなと私などは疑問に思うのですけれども、小樽市の中でこうした調査をこれまでやってきたことがあるのか、あるいはこれから先やる考え方とかはないのかというところを少しお示しいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

市内における結婚に対する意識の把握というのはとても重要だと思っておりますので、今年度、総合戦略の進捗管理アンケートにおいて結婚に関する考え方について質問項目を設けることを検討しております。

○中村（吉宏）委員

以前はこういった調査は行われてなかったのでしょうか。本市では、いかがですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

総合戦略の策定時ですとか進捗のアンケート、そういった中で項目はありますけれども、結婚に対する意識、考え方という形では明確にしてアンケートを取るのとは今回初めてといいますか、過去に同様のものはありますが取ってみたいなと思っております。

○中村（吉宏）委員

今後の人口減対策というか、そういった観点からも重要な要素、データになってくると思うので、しっかりと取り組んでいただきながら、また結果等も我々にお示しをいただければなと思っております。

少しお話は戻りまして婚活支援の施策なのですけれども、いろいろ少し私も調べてみたところ新潟県辺りが、少し古い情報なのですが積極的にこれまで取り組んでいて、「あなたの婚活」応援プロジェクトということで県を挙げて26市町村が出会いの場の提供だとか、それに対する主催、後援、補助を行っている。直営でやっている市ももちろんあるようなのですけれども、例えば施策の中にただイベント開きますというだけではなくて、婚活イベントを通じて成婚まで至った方には祝い金を交付したりですとか、あとは結婚相談所の入会金を支援するとか、若い方たちが開かれる同窓会の経費を補助して、その同窓会に参加する方をたくさん募れるようにというような工夫もされているようです。

また、新潟県小千谷市では登録会員を集めて、1対1のお見合いを展開しているということで、何かこれは少し古い情報ですが、平成21年からの6年間で25組の成婚を成立させたという実績もあるようですので、引き続き先ほど道内の施策を調査されたということでもありますけれども、少し全国的に取り組めそうなものをさらに調査して小樽市でもぜひこの先実施の検討していただきたいと思いますが、お考えいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まずは先ほど答弁いたしましたとおり、市内の結婚に対する意識の把握を行うことを行いたいと。

今年度、北海道はオンラインの婚活イベントを実施する予定と聞いております。国の交付金制度もございますので引き続き他都市の事例、国の行っている施策の研究を進めてまいりたいなとそういうふうと考えております。

○中村（吉宏）委員

引き続き、私のほうも調査研究して、どこかでまたしっかりと提言できるようにしたいと思います。

また、いろいろと人口減ですとか、今、男女共同参画というようなテーマもありますけれども、どうしてもライフスタイルの多様化ということがいろいろなところでちりばめて記されているのです。多様化をするということは、ニーズもそれから自分たちの目的もばらばらになっていくところなのですから、まち、人口減少を食い止めるということについては、多様化している状況に対して一番いいものは戦略を組んで一定の方向を目的に向かってもらうということも大事だと思うので、合わせてそういった取組もできればいただきたいなと思います。

○須貝委員

◎環境ゼロカーボンについて

それでは、私から環境とゼロカーボンについてということで質問をさせていただきたいと思います。

それで、これまでの議論の中で改めて全体的なスケジュールをお示しいただきました。区域施策編が9月をめどにということで、その後いろいろな過程を経て来年、令和5年の7月に完成するというふうなお話でした。

まずは、全体的にやはり、すごく遅れているなということを少し御指摘をさせていただきたいと思います。好意的に解釈すれば、こういう大きな目標を達成するためにまず隗より始めよという言葉もありますので、その足元から市役所編ということでつくったのだろうというふうに好意的に解釈するところもありますけれども、まずは遅れているということを御認識いただいて、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それで、今後、区域施策編を策定する上で、まず大規模再生可能エネルギーの案件というのは計算に含まれるのかどうか、少しお聞かせいただけますか。

○（生活環境）環境課長

市域全体の区域施策編のマニュアルにおきまして、再生可能エネルギーが市内で利用されなければ市内の温室効果の排出量の削減とはならないという形にはなっております。ですが、地域経済の貢献、それから日本全体のカーボンニュートラルの貢献、そういった観点から再生可能エネルギーの導入も重要となっておりますのでゼロカーボンシティ小樽市を表明した市としましては、各再エネの導入目標の設定、そういったものは考慮していきたいと考えてございます。

○須貝委員

私、このカーボンニュートラルと申しますか、これを達成するためにはエネルギーチェンジと申しますか、この政策が大変大きなウエートを占めるのだろうというふうに思っています。

それで、本市の計画立案に当たってはこのエネルギーの転換方針を示す必要があるというふうに考えていますけれども、この点についてももう一度いただけますか。

○（生活環境）環境課長

2050年カーボンニュートラルを見据えるという形では、将来ビジョン、それから目指す姿、また、そこに至るシナリオ、ロードマップ、そういったものの作成が必要だというふうには考えてございます。

また、目指す上で国と同じく2030年を目標とした省エネ対策、それから再生可能エネルギーの導入目標、あとは、移動の脱炭素、車の関係、それから廃棄物の削減、そういったものがあります。そういった取組を示す必要があるというふうに考えてございますので、これから実施着手いたします区域施策編の策定の中でそういったものは議論していきたいというふうに考えてございます。

○須貝委員

今少し具体的な事例をお話いただきましたけれども、私も今考えているのはやはり進めていく上で、今後まず公共施設、それからビル、この間も指摘させていただいた特に駅前の再開発のビル、こういった建て替えに際してやはりZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルを考慮していただきたいというふうに考えているけれども、まずこの点について御見解いかがですか。

○（生活環境）環境課長

今市で考え方をお示ししているのは市役所の計画での事務事業編でございます。これにつきましてはZEB化について情報収集や調査研究に努め、経済性に留意しながら将来的な導入について検討するということになっておりますので、市有施設の建て替え等につきましては検討するということになってございます。

ただ、民間の事業につきましては来年7月完成を目指しております区域施策編の中で、考え方は示していきたいというふうに考えてございます。

○須貝委員

よろしく申し上げます。

それではもう一つ、ZEBから派生してということで私が今注目しているのはゼロカーボンタウンなのです。それでこれもよく出てくるのです。例えば近いところではニセコ町がCO₂ゼロ街区を町長が表明いたしました。あとは北海道厚真町もやはりゼロカーボンタウンということで、これも国からの支援を使って展開するということ。あとは室蘭市などもグリーンエネルギータウン構想ということで、こういうようなことをやられています。

まず、これゼロカーボンタウンに向けての考え方について御見解いただけますか。

○（生活環境）環境課長

指定したエリア内で脱炭素を進めるという視点が大変重要だというふうには考えてございます。他市町村のそういった取組事例も委員がおっしゃったとおり、かなりいろいろ出てきております。こういったものは、市域全体の区域施策編を示す将来ビジョンの達成に向けては重要な視点というふうに考えてございます。

○須貝委員

そこでなのですけれども、小樽の中でどこか適用できないかと思って今考えているのが、例えば塩谷地区であったり、銭函地区であったり、これなぜかというところ例えば今風力発電があったり、いろいろなことがありますので、こういったものをトータルで考えてこの地区はカーボンニュートラルなのだというような地区を目指すというような考え方をできないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）環境課長

こちらの考え方につきましては、重要なエリアを指定するという考え方、視点は重要だと思っております。

ただ、具体的にはまだお答えはできませんけれども、その視点を踏まえた議論は続けていきたいと思っております。

○須貝委員

ぜひこれから計画策定ですので、こういった考え方もぜひ庁内で検討いただきたいなというふうに思います。

それで、遅れを指摘した中で例えば新エネルギー導入加速化基金の活用予定について、私の代表質問の中で聞きさせていただいています。この中の答弁では、今後、利用可能な支援事業を活用していきたいというような私にとっては少し頼りない答弁で、計画づくりで今年度1,000万円を計画しているというようなお話いただきました。

もっともっと活用したいのですが、計画ができるのは令和6年度なのです。これらを待ってでないいろいろなプランが支援事業を計画できないのだというようなことでは、どんどん先送りになるような気がするのですけれども、これについてはいかがですか。

○（生活環境）環境課長

今年度につきましては今おっしゃったとおり、地域再エネ導入戦略策定支援事業という形で今計画づくりに着手してございます。

ただ、まだ先のことまでは明確には申し上げることはできませんけれども、当然、内部ではいろいろ議論はしているところでございます。活用できる時点が見込めることがありましたら、その時点で導入は考えていきたいと思っております。

○須貝委員

身近な例でいいますと、私はやはり市民の方がEV車を購入すると、これに対して一部補助が出ると、これ札幌市でも導入しているのです。例えば、買換え需要という経済の活性化にもつながりますし、いいのではないかとこのように思うところもあるのですけれども、これらも含めて計画ができてからでないと検討できないのだとかとなれば、もうそれらを検討するのがまた2年先になるような気がするのですけれども、こちら辺りまずは身近なところからぜひ着手いただきたいなと思うのですが、しつこいようですけれども、もう一度少し見解いただきます。

○（生活環境）環境課長

すみません。繰り返すという形にはなってしまいます。北海道のその自動車を利用したものにつきましても、太陽光発電と組み合わせるとか、一定の条件がございます。そういったものをクリアしなければなりません。

また、今これから区域施策編という市域全体の計画をつくる予定でございます。ですので、やはりある程度具体的な施策が見えてきた段階で、国、それから北海道の支援制度を活用できるものはその中で活用していきたいというふうに考えてございます。

○須貝委員

それでは次にもう一つ、重要なファクターとして森林があります。

森林の持つ力を活用するというので、これもいろいろ調べますと二酸化炭素を吸収する樹齢というのは40年が一つの限度なのだというようなことを書かれています。森林再生にはやはり10年単位で考えていかなければならないのだというようなことがよく書かれています。

これは環境だけではなくて、防災に関しても非常に森林の整備というのは重要なのかというふうに思っているのですけれども、森林環境譲与税というのが今交付されているわけですけれども、これらの活用状況ということでこれまでの事業と予算規模、それから今年度の事業予定について少しお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）宮田主幹

これまでの事業と予算規模、今年度の予定事業についてでございます。令和2年度では森林整備に関連した事業

としまして、森林所有者意向調査等業務、森林の機能の普及啓発に関連した事業として遊歩道、看板の更新、ベンチ等補修などの旭展望台周辺環境整備、木材利用促進としまして公園用木製ベンチ制作もしており、予算規模としましては約1,050万円となっております。

令和3年度には、森林整備に関連した事業としまして森林現況調査等業務、森林機能の普及啓発に関連した事業としまして大型看板更新などの旭展望台周辺環境整備、木材利用促進としまして自然の村、木製アスレチック遊具の更新などをしており、予算規模としましては約1,000万円となっております。

今年度の予定事業につきましては、森林整備に関連した事業としまして、森林所有者意向調査等業務、森林機能の普及啓発に関連した事業としまして、丸太階段補修など旭展望台周辺環境整備、木材利用促進としまして自然の村、木製アスレチック遊具の更新を約1,000万円で予定しております。

○須貝委員

いろいろ全国的にこのお金をまだ全然活用していない自治体が半分くらいあるとかという報道もありましたし、私なりに調べてみたのですけれども近いところだと、例えば、岩見沢市とか、美幌町はまたちょっとあれなんです、岩見沢市などはこのお金を使って市有林の整備間伐というか、伐採も行われているというようなところもあります。

これをぜひ整備をしていただきたいと思うのですけれども、ここで考えるのは今、小樽市のこの林業に携わる企業、それから人材ということでなかなか難しい問題があるのかというふうに思っているのですけれども、やはり長期的にはこの小樽なのか、後志なのかでこういう森林整備に関わる人材の育成とか、人材確保が必要だというふうには私は今認識しているのですけれども、こちらに関してはいかがでしょうか。

○（産業港湾）宮田主幹

森林整備を担う人材育成確保についての考え方につきましては、現在当市においては地元には森林組合はありません。また森林事業体も1社であります。

今後、森林管理制度に基づく私有林、人工林の森林整備の増加が見込まれることから、地元の企業体や森林組合等から意見を伺いながら人材育成や確保に関する事業について検討する必要があるものと考えております。

○須貝委員

ぜひよろしくをお願いします。

それで、もう一つこの森林に関して私が注目しているのが、いわゆる民間の活用による多くの森林保護のプロジェクトであります。これも少し近いところで北海道で探してみますと、例えば南富良野町と北ガスでタイアップして、北ガスが南富良野町の森林を取得している。それから積丹町とJTです。これも町有林の水源林整備ということでタイアップしています。

あと森林投資ファンド、カーボンクレジットということで、今、住友林業社が結構いろいろなまちとタイアップしてやっているというようなものがあるのですけれども、これらの民間企業とタイアップしたような、こういうプロジェクトというのはどのようにしたら実現するのか、ちょっと私もよく分からないのですけれども、小樽市としてこういうプロジェクトに対する考え方というのはいかがですか。

○（産業港湾）宮田主幹

森林プロジェクトの活用などにつきましては、委員に例示いただいた地域と本市では森林の規模等の違いがありまして、そのまま活用可能なのか、現在では確認できておりませんので、今後他都市の状況も含めて調査研究してまいりたいと思います。

○須貝委員

ぜひお願いします。

この中で私も多分小樽の森林の規模ではなかなか実現しないだろうと。なので、環境目的でということでこうい

うの使えないだろうかということで代表質問で質問させていただいたのですけれども、そういう流れであります。

では、質問を先に進めます。

これも大変、環境を考えると重要なのですけれども、食品ロスについてお聞きしたいと思います。

まず、日本国内の食品ロスの現状というのはどのようになっているか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

全国の食品ロスの現状ですが、令和4年6月に農林水産省及び環境省は食品ロス量の推計を行い、最新のデータとして令和2年度の推計量を公表しております。

令和2年度の食品ロス量は522万トン、対前年度比マイナス48万トン、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は275万トン、対前年度比マイナス34万トン、家庭から発生する家庭系食品ロス量は247万トン、対前年度比マイナス14万トンとなり、いずれも推計を開始した平成24年度以降最少となっております。

○須貝委員

今少しマイナスというお話だったのですけれども、これはいわゆるコロナ禍によるものというものの理解でよろしいですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

これはやはりコロナ禍により外食が減ったこと、それによる事業系がマイナス11%ということですので、その影響はかなり大きいかと考えております。

○須貝委員

私もう少し前のデータなのですけれども、これ全体量を表すには表現としていいのかと思っているのですけれども、一年間の日本での食品ロスの総量は612万トンで東京ドーム5杯分で、1日国民1人当たり茶わん1杯分が食品ロスとして捨てられていると。2017年のデータでは、世界で作られる食料13億トンのうちの3分の1が食品ロスとして廃棄されているというようなことで、非常に私大きい量だなんて思って認識して聞きました。

それでは、小樽市の現状はどうか、事業系と家庭系についてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

小樽市では、実は食品ロスの調査は今まで行っておりません。ただ、平成26年度に生活系ごみのごみ分析調査を行いまして、その結果燃やすごみの中から47.36%が食品廃棄物でした。

そして本年度、実はゴミの組成分析を行って、その中で実際に食品ロスという項目を設けて調査をする予定でしたが、コロナ禍の影響等により入札辞退があり対応できる業者が見つからなかったことにより改めて令和5年度に行う予定と考えております。

○須貝委員

それでは、そういう状況なのですけれども、まだ調査していない、できていないということなのですけれども、これ御承知のように、食品ロスについては京都市が物すごく最先端を行っています。京都大学が熱心に研究しています。私どもの会派でもこの勉強会をさせていただいて、改めて目からうろこが落ちたところなのですけれども、少しだけ一例言うと、京都市では食品のごみの内訳43%が食品ロスであって、28%が手つかずで捨てられていると。それから販売期限を、賞味期限、消費期限の範囲内で延長して販売する社会実験では、重量、点数ともに30%削減できたとかいうようなことが挙げられています。

現在、京都ではフードバンクという団体が、いろいろな施設にこういうような賞味期限内のものを寄附するということを取り組んでいますし、こういう取組をさせていただいている店舗一覧とかというのがあります。同じく隣の札幌市でも同じような事をやっています、札幌市では政令指定都市で最もごみの少ない街にするのだということで、827グラムから730グラム、1人100グラム削減するという目標を掲げて一生懸命やっているということで、私はこういう先進地に学ぶべきことはすごく多いと思っています。

それで、小樽市としてまだ組成分析できていないというお話ですけれども、こういった具体的な削減目標と取組を示すべきではないのかと考えるのですけれども、いかがですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

実際に組成分析もできていない状況なのですが、これから具体的に目標を決めるにしても各関係部局のお力も借りながら、まず計画を立てているところから進めなければいけないと考えているのですが、その計画につきましても各関係機関と関係部局の協力を得て、やっていこうと考えなければならないと考えております。よろしく願いいたします。

○須貝委員

最後までめめますけれども、今遅れている、進んでいないということが確認できたので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、もう一つのキー、大事なファクターとしてはやはり市民意識なのです。この市民意識の向上というのは極めて重要ですので、これに関してもしっかりと市民意識の向上を図るような取組をお願いしたいということで、私の質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。